

○福井市特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例施行規則

平成27年3月31日

規則第17号

改正 平成28年4月1日規則第57号

平成29年3月31日規則第23号

平成30年3月30日規則第20号の5

平成30年9月1日規則第40号の2

令和元年9月30日規則第14号

令和2年4月1日規則第64号

(趣旨)

第1条 この規則は、福井市特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例（平成27年福井市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 条例第3条第1号及び第2号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項に規定する教育認定子ども及び三歳児以上保育認定子ども 0円
- (2) 前号に掲げる子ども以外の子ども 別表に定める額

2 市長は、前項第2号に定める利用者負担額を決定するに当たっては、教育・保育給付認定保護者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定めるところにより利用者負担額を決定するものとする。

- (1) 転入等の理由により教育・保育給付認定保護者の市町村民税額が明らかでない場合 当該教育・保育給付認定保護者の市町村民税額又は世帯の所得の状況その他経済状況等を調査した上で別表に定めるところにより決定する。
- (2) 不申告により市町村民税額が明らかでない場合 保育標準時間又は保育短時間の区分に応じ、別表に定める最高額により決定する。

(利用者負担額の通知)

第4条 市長は、利用者負担額を決定したときは、教育・保育給付認定保護者に対し、利用者負担額決定通知書（様式第1号）により通知するものとする。

2 市長は、利用者負担額を変更するときは、教育・保育給付認定保護者に対し、利用者負担額変更通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（利用者負担額の更正）

第5条 市長は、年度の途中において、教育・保育給付認定保護者の確定申告等の事由により、当該年度の階層区分が相違することが判明した場合は、原則として、当該年度に限り、必要な時期から利用者負担額の階層区分を更正するものとする。ただし、真にやむを得ない事情があると市長が認める場合については、この限りでない。

（利用者負担額の納期）

第6条 特定教育・保育施設（保育所、認定こども園及び市以外の者が設置する保育所に限る。）において特定教育・保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者は、1月当たりの利用者負担額を当該月の末日（その日が金融機関の休業日に当たる場合は、前営業日）までに納付しなければならない。

（利用者負担額の日割り計算）

第7条 月の途中で特定教育・保育施設等に入所し、又は退所した教育・保育給付認定子どものうち、保育を受ける子どもに係る利用者負担額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める計算式により得られた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 月の途中に入所した場合 $\text{利用者負担額} \div 25 \text{日} \times \text{当該教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育施設等に入所した日から当該月の末日までの当該特定教育・保育施設等が開所した日数}$ （その日数が25日を超える場合は、25日）

(2) 月の途中で退所した場合 $\text{利用者負担額} \div 25 \text{日} \times \text{当該教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育施設等を退所した月の初日から退所した日の前日までの当該特定教育・保育施設等が開所した日数}$ （その日数が25日を超える場合は、25日）

（利用者負担額の減免）

第8条 条例第5条の規定により市長が利用者負担額を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定教育・保育施設等の開所期間において、教育・保育給付認定子どもが疾病又は負傷によ

り続けて30日以上にわたり特定教育・保育施設等へ通所していない場合 通所していない期間が30日に達する日の属する月の利用者負担額の2分の1に相当する額

(2) 火災、風水害等の災害により教育・保育給付認定子どもが属する世帯が著しい損害を受けた場合 市長が必要と認める額

(3) その他市長が必要と認める場合 市長が必要と認める額

2 前項各号に該当することにより利用者負担額の減額又は免除を受けようとする教育・保育給付認定保護者は、利用者負担額減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、前項第3号に掲げる場合で、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（滞納処分に関する事務の委任）

第9条 市長は、利用者負担額（幼稚園及び市以外の者が設置する幼稚園の教育に係る利用者負担額を除く。以下この条及び次条において同じ。）の滞納処分に関する事務を、市職員のうちから市長が指定する者に委任する。

2 福祉保健部に勤務し、利用者負担額の徴収に関する事務に従事する職員は、前項の規定による市長の委任を受けた職員とする。

（徴収職員の証票）

第10条 前条の規定による市長の委任を受けた職員は、利用者負担額の滞納処分のために質問、検査又は捜索を行う場合は、その身分を証明する利用者負担額徴収職員証（様式第4号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（福井市保育実施条例施行規則の廃止）

2 福井市保育実施条例施行規則（平成10年福井市規則第8号）は、廃止する。

（福井市立幼稚園入園料及び保育料の徴収に関する規則の廃止）

3 福井市立幼稚園入園料及び保育料の徴収に関する規則（平成12年福井市規則第11号）は、廃止する。

(幼稚園の利用者負担額に関する経過措置)

- 4 この規則の施行の日から平成28年3月31日までの間に幼稚園から特定教育・保育（教育に限る。）を受けた支給認定子どもに係る利用者負担額は、第3条の規定にかかわらず、附則別表に定めるところによる。

(福井市保育実施条例施行規則及び福井市立幼稚園入園料及び保育料の徴収に関する規則の廃止に伴う経過措置)

- 5 この規則の施行の日前に受けた教育又は保育に係る保育園及び幼稚園の保育料及び入園料については、なお従前の例による。

附則別表（附則第4項関係）

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額	
階層	定義	(月額) 円	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0	
第2	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む。)	ひとり親世帯等	0
		上記以外の世帯	2,000
第3	市町村民税所得割額 24,300円以下	ひとり親世帯等	3,300
		上記以外の世帯	4,300
第4	市町村民税所得割額 24,301円以上48,600円 以下	ひとり親世帯等	5,600
		上記以外の世帯	6,600
第5	市町村民税所得割額 48,601円以上64,700円 以下	ひとり親世帯等	7,000
		上記以外の世帯	8,000
第6	市町村民税所得割額 64,701円以上77,100円 以下	ひとり親世帯等	8,300
		上記以外の世帯	9,300
第7	市町村民税所得割額	10,400	

	77,101円以上144,100円以下	
第8	市町村民税所得割額 144,101円以上211,200円以下	11,500
第9	市町村民税所得割額 211,201円以上301,000円以下	12,800
第10	市町村民税所得割額 301,001円以上	14,100

備考

- 1 この表における所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- 2 4月から8月までの利用者負担額は前年度の市町村民税所得割額に応じて、9月から3月までの利用者負担額は当年度の市町村民税所得割額に応じて決定するものとする。
- 3 この表において「ひとり親世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める障害基礎年金の受給者
 - (3) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（同条第1項に規定する被保護者を除く。）の世帯その他市長が保護者の申出に基づき特に生活に困窮しているものと認める世帯

帯

- 4 同一世帯において満3歳から小学校第3学年までの範囲内にある子ども（特定教育・保育施設等、市以外の者が設置する幼稚園（特定教育・保育施設でないものに限る。）、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している子ども及び小学校に就学している子どもに限る。）が複数人いる場合におけるこの表の適用については当該子どものうち出生順位が第2位の子どもはこの表の利用者負担額の欄に掲げる額（備考3の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額。備考5において同じ。）の半額、出生順位が第3位以降の子どもについては無料とする。
- 5 利用者負担額がこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の全額となる子ども又は備考4の規定により利用者負担額がこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額となる子どもが軽減対象子どもである場合は、利用者負担額を無料とする。

附 則（平成28年4月1日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第23号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第20号の5）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月1日規則第40号の2）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の福井市特定教育・保育施設等の利用者負担額に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる特定教育・保育について適用し、同日前に行われた特定教育・保育については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の福井市特定教育・保育施設等の利用者負担額に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる特定教育・保育について適用し、同日前に行われた特定教育・保育については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月1日規則第64号）

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

各月初日に在籍する教育・保育給付認定子どもの 属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）		
			保育標準時間	保育短時間	
階層	定義				
A階 層	生活保護法による被保護世帯		円 0	円 0	
	B階 層	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0
		上記以外の世帯	0	0	
C階 層	第1	市町村民税所得割 額24,300円 未満（市町村民税 均等割課税世帯を 含む。）	ひとり親世帯等	3,300	3,300
			上記以外の世帯	9,100	8,900
	第2	市町村民税所得割 額24,300円 以上48,600 円未満	ひとり親世帯等	3,300	3,300
			上記以外の世帯	13,100	12,800
D階 層	第1	市町村民税所得割 額48,600円 以上64,700 円未満	ひとり親世帯等	3,300	3,300
			上記以外の世帯	16,400	16,100
	第2	市町村民税所得割 額64,700円	ひとり親世帯等	3,300	3,300
			上記以外の世帯	21,800	21,400

	以上 77,101 円未満			
	市町村民税所得割額 77,101 円以 上 80,800 円未満	21,800	21,400	
第 3	市町村民税所得割額 80,800 円以 上 97,000 円未満	27,200	26,700	
第 4	市町村民税所得割額 97,000 円以 上 121,000 円未満	33,400	32,800	
第 5	市町村民税所得割額 121,000 円 以上 145,000 円未満	36,700	36,000	
第 6	市町村民税所得割額 145,000 円 以上 169,000 円未満	41,100	40,400	
第 7	市町村民税所得割額 169,000 円 以上 301,000 円未満	45,600	44,800	
第 8	市町村民税所得割額 301,000 円 以上 397,000 円未満	48,600	47,700	
第 9	市町村民税所得割額 397,000 円 以上	54,900	53,900	

備考

- この表における所得割の額の計算については、地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8、第 314 条の 9、附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項、附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項、附則第 5 条の 5 第 2 項、附則第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、附則第 7 条の 3 第 2 項並びに附則第 4 5 条の規定は適用しないものとする。
- 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定により当該所得割が課されないこととなる

者及び同法第292条第1項12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者は、世帯の階層区分がB階層であるものとみなす。

- 3 教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者である場合における別表の市町村民税所得割額の算定については、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当するものであるときは、同項に規定する額）の控除があるものとみなして市町村民税所得割額を算定するものとする。
- 4 備考1の所得割の額の計算については、指定都市の区域内に住所を有する者に係るものについては、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして計算するものとする。
- 5 4月から8月までの利用者負担額は前年度の市町村民税所得割額に応じて、9月から3月までの利用者負担額は当年度の市町村民税所得割額に応じて決定するものとする。
- 6 この表において「ひとり親世帯等」とは、附則別表備考3に規定する世帯とする。
- 7 この表における子どもの年齢計算については、特定教育・保育（保育に限る。）が提供さ

れた日の属する年度の初日の前日を基準として行うものとし、その年齢は当該年度中に限り変更しないものとする。

- 8 この表において「保育標準時間」とは1月当たり平均275時間までの保育の利用をい、「保育短時間」とは1月当たり平均200時間までの保育の利用をいう。
- 9 同一世帯において小学校就学前子どもが複数人同時に特定教育・保育施設等、市以外の者が設置する幼稚園（特定教育・保育施設でないものに限る。）、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合におけるこの表の適用については、これらの施設を利用している子どものうち出生順位が第2位の子どもはこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額、出生順位が第3位以降の子どもは無料とする。
- 10 世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満である場合にあっては、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする子どものうち、出生順位が第2位の子どもはこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額、出生順位が第3位以降の子どもについては無料とする。
- 11 世帯の階層区分がB階層である場合にあっては、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする子どものうち、出生順位が第2位以降の子どもについては無料とする。
- 12 ひとり親世帯等において市町村民税所得割額が77,101円未満である場合にあっては、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする子どものうち、出生順位が第2位以降の子どもについては無料とする。
- 13 利用者負担額がこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の全額となる子ども又は備考9の規定により利用者負担額がこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額となる子どもが、福井県すくすく保育支援事業実施要綱（令和2年子第384号）第2条第1項に規定する児童である場合は、利用者負担額を無料とする。

様式第1号（第4条関係）

第 年 月 日

様

福井市長



利用者負担額決定通知書

利用者負担額を次のとおり決定したので通知します。

入所する子どもの氏名、支給認定証番号及び生年月日	
施設名	
利用者負担月額	
法定適用日	
<p>備考</p> <p>1 利用者負担額については、9月に切替えを行います。変更があった場合は、「利用者負担額変更通知書」を送付します。</p> <p>2 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福井市長に対して審査請求をすることができます（なお、3月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができません）。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福井市を被告として（訴訟において福井市を代表する者は、福井市長となります。）提起しなければなりません（なお、6月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります）。</p> <p>ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に福井市長に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。</p>	

様式第2号（第4条関係）

第 年 月 日
号

様

福井市長



利用者負担額変更通知書

利用者負担額を次のとおり変更したので通知します。

入所する子どもの氏名、支給認定証番号及び生年月日		
施設名		
利用者負担月額	変更前	
	変更後	
変更適用月		
変更理由		
<p>備考 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福井市長に対して審査請求をすることができます（なお、3月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができません）。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福井市を被告として（訴訟において福井市を代表する者は、福井市長となります。）提起しなければなりません（なお、6月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります）。</p> <p>ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に福井市長に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。</p>		

様式第3号(第8条関係)

利用者負担額一時減免伺

減免を受ける教育・保育給付認定保護者及び教育・保育給付認定子ども		下記のとおり		
減免理由	(1)規則第8条第1項第1号	疾病・負傷	(病名)
	(2)規則第8条第1項第2号	家庭の災害	(程度)
	(3)規則第8条第1項第3号	その他	(理由)
減免額等	減免前の利用者負担月額	減 免 率	減 免 額	減免後の利用者負担月額
	円	%	円	円
減免対象期間	年 月 日から 年 月 日までの か月間			

利用者負担額減免申請書		
福 井 市 長 あて		年 月 日
		住 所
		保護者
		氏 名
(印)		
福井市特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例施行規則第8条の規定により、次のとおり利用者負担額の減免を申請します。		
子どもの氏名	施設名	利用者負担額(月額)
		円
減免を受けようとする理由(具体的に記入)		

*証明するものを添えて提出してください(診断書、り災証明書等)。

施設記入欄	子どもの欠席期間	年 月 日から	年 月 日まで
上記のとおり相違ありません。			
		年 月 日	長 (印)

様式第4号（第10条関係）

（表）

写真	（所属）
	（職名）
	（氏名）
	（ 年 月 日生）
年 月 日発行	
福井市長	印

（用紙 縦60ミリメートル、横95ミリメートル）

（裏）

- 1 本証は、特定教育・保育施設等の利用者負担額の滞納処分のために質問、検査又は捜索を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係者の請求があった場合には、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 身分を失ったときは、直ちに本証を返却しなければならない。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第10条関係)